

平成 27 年度

苫小牧市行政監査結果報告

苫小牧市監査委員

目 次

第 1 監査の概要	1
1 監査のテーマ	1
2 監査の目的	1
3 監査の種別	1
4 監査した監査委員	1
5 監査の対象	1
6 監査の期間	2
7 監査の方法	2
8 審議会等に関する概要	3
第 2 監査の結果	5
1 実態調査の集計結果	5
第 3 監査意見	1 3
1 市民参加によるまちづくりの視点から	1 3
2 審議会等の設置及び運営に関する基準	1 5
3 会議の開催や答申等がない審議会等	1 6
4 報酬等の支払がない審議会等	1 7
5 まとめ	1 7
別表	1 8

第 1 監査の概要

1 監査のテーマ

審議会等の運営及び活動状況について

2 監査の目的

本市には審議会をはじめとするさまざまな附属機関及び附属機関に準じる機関があるが、その役割や位置付けを再確認するとともに、市政に専門的な知識・技術や市民意見を反映させる手段として適切に運営されているかについて現状を調査し、今後の適正で効率的な市政運営に資することを目的とするものである。

3 監査の種別

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 199 条第 2 項の規定による監査 (行政監査)

4 監査した監査委員

玉川 豊一
松井 雅宏

5 監査の対象

平成 27 年 10 月 1 日現在、設置している審議会等で附属機関又は附属機関に準じる機関である 52 機関(別表)を対象とする。ただし、同日現在、委員を選任していない機関及び設置期間が 1 年未満である機関は除いた。

区分	附属機関	附属機関に準じる機関	計
設置数	34	18	52

6 監査の期間

平成 27 年 10 月 20 日から平成 28 年 5 月 13 日まで

7 監査の方法

(1) 実態調査

全部局に対し、審議会等についての調査票及び関係書類の提出を求め、運営等の状況を把握するとともに、その内容を調査した。

(2) 追加調査等

調査の過程で必要となった点について、所管課に追加の調査を行うとともに、関係職員から必要な聞き取りを行った。

(3) 監査の着眼点

監査の実施に際し、次の事項を基本的な着眼点とした。

ア 審議会等の設置状況について

(ア) 設置の根拠や目的は明確か。

イ 審議会等の委員構成について

(イ) 女性委員や公募委員の選任は図られているか。

(イ) 委員の年齢層や在任期間は考慮されているか。

ウ 審議会等の運営状況について

(ア) 会議の公開や会議録の公表はされているか。

(イ) 委員への報酬等の支払は適切か。

(ウ) 会議の結果は市政にどのように反映されているか。

8 審議会等に関する概要

(1) 審議会等の種類について

審議会等の分類は、おおむね下表のとおりである。

区 分		根 拠		
		法律	条例	要綱等
附 属 機 関	法律で設置が義務付けられているもの (以下「法令必置」という。)	○		
	法律で設置することができるものとされているもの(以下「法令任意」という。)	○	○	
	市の独自の判断で設置するもの		○	
附属機関に 準じる機関	市の独自の判断で設置するもの			○

(2) 附属機関として設置する審議会等について

附属機関とは、法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、執行機関(市長、教育委員会等)の要請により行政執行のために必要な調停、審査、諮問又は調査を行うことを職務とする機関である。

附属機関の委員は法第 202 条の 3 第 2 項の規定により非常勤とされ、また、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項第 2 号の規定により特別職の地方公務員に位置付けられている。委員には、法 203 条の 2 の規定により条例に基づき報酬を支給しなければならない。

本市では、委員の報酬額等は、苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例(昭和 29 年条例第 9 号)に定められている。

(3) 附属機関に準じる機関として設置する審議会等について

附属機関に準じる機関は、行政の需要に対応するため、要綱等に基づき設置される附属機関に類する合議体である。

附属機関に準じる機関の委員は、地方自治法や地方公務員法は適用されない。したがって、報酬の支給及び公務災害補償の対象とはならないが、一般的には、役務の提供に対する対価として、謝礼金や旅費(費用弁償)を支給することは可

能であるとされている。

本市では、委員の謝礼金は、苫小牧市私的諮問機関の委員等に対する謝礼金の支払に関する要綱(平成19年10月1日実施)に定められている。

(4) 本市における審議会等に関する主な要綱、通知等について

ア 苫小牧市附属機関等の委員の選任に関する要綱(平成19年10月1日実施。以下「選任要綱」という。)

イ 苫小牧市附属機関等の委員の選任に関する要綱運用方針(以下「選任要綱運用方針」という。)

ウ 苫小牧市私的諮問機関の委員等に対する謝礼金の支払に関する要綱(以下「謝礼金要綱」という。)

エ 苫小牧市女性人材バンク設置要綱(平成27年9月1日実施。以下「女性人材バンク要綱」という。)

オ 附属機関等の委員の選任について(平成25年7月1日付け総務部長通知。以下「選任通知1」という。)

カ 市ホームページ「市民参加」の運用について(平成26年3月28日付け市民自治推進課長通知。以下「市民参加運用通知」という。)

キ 附属機関等の委員の選任について(平成27年10月13日付け総務部長通知。以下「選任通知2」という。)

ク 市ホームページ「市民参加」の運用と市民からの意見募集(パブリックコメント)を実施する場合の留意事項について(平成28年4月1日付け総合政策部長通知。以下「市民参加運用留意事項通知」という。)

第2 監査の結果

1 実態調査の集計結果

(1) 審議会等の設置状況について

ア 設置根拠について

(単位：機関)

区 分	法令必置	法令任意	条例	規則	要綱	その他	合 計
附 属 機 関	7	12	15	-	-	-	34
附属機関に 準じる機関	-	3	-	1	12	2	18
計	7	15	15	1	12	2	52
構成比(%)	13.5	28.8	28.8	1.9	23.1	3.9	100

※条例：法律に定めはないが、市の条例で独自に設置されたものをいう。

附属機関の34機関の内訳は、条例が15機関、法令任意が12機関、法令必置が7機関であった。附属機関に準じる機関の18機関の内訳は、要綱が12機関、法令任意が3機関、その他が2機関、規則が1機関であった。

イ 設置目的について

(単位：機関)

区 分	調停	審査	諮問	調査	その他	合 計
附 属 機 関	0	5	27	0	2	34
附属機関に 準じる機関	0	3	9	1	5	18
計	0	8	36	1	7	52
構成比(%)	0	15.4	69.2	1.9	13.5	100

審査、諮問又は調査を目的とする機関は、附属機関は32機関、附属機関に準じる機関は13機関であった。

(2) 審議会等の委員構成等について

ア 委員数について

(単位：機関、人)

区 分		5人以下	6～10人	11～15人	16～20人	21人以上	合 計
附属機関	機関数	2	15	9	5	3	34
	委員数	10	140	118	89	116	473
附属機関 に準じる 機 関	機関数	4	5	5	2	2	18
	委員数	20	39	70	40	69	238
計	機関数	6	20	14	7	5	52
	委員数	30	179	188	129	185	711
構成比 (%)	機関数	11.5	38.5	26.9	13.5	9.6	100
	委員数	4.2	25.2	26.5	18.1	26.0	100

平成27年10月1日現在の委員数は711人で、内訳は附属機関473人、附属機関に準じる機関238人であった。また、6～10人の委員数で構成されている機関が最も多く、20機関(構成比38.5%)であった。

イ 女性委員の選任について

(単位：機関、人)

区 分	機関数	女性委員を選任している機関数(比率別)						委員数	女 性 委員数
		選任 なし	10% 未満	10～ 20% 未満	20～ 30% 未満	30～ 35% 未満	35% 以上		
附属機関	34	0	2	2	11	6	13	473	136
附属機関に 準じる機関	18	7	2	2	3	2	2	238	47
計	52	7	4	4	14	8	15	711	183
構成比(%)	100	13.5	7.7	7.7	26.9	15.4	28.8	-	25.7

男女平等参画基本計画(第2次)及び行政改革プラン-NEXT STAGE-において、女性委員の割合を平成29年度までに35%にするという目標を掲げ、女性人材バンク要綱等を通じて、審議会等への女性委員の積極的な登用を進めている。平成27年10月1日現在で女性委員の登用率が35%以上の機関は15機関(構成比28.8%)であり、全委員に占める女性委員の割合は25.7%であった。また、全く女性が選任されていない機関は、7機関(構成比13.5%)であった。

ウ 公募委員の選任について

(単位：機関、人)

区分	機関数	公募委員を選任している機関数(比率別)						委員数	公募委員数
		選任なし	10%未満	10～20%未満	20～30%未満	30～40%未満	40%以上		
附属機関	34	9	1	14	6	4	0	473	56
附属機関に準じる機関	18	13	0	2	1	1	1	238	18
計	52	22	1	16	7	5	1	711	74
構成比(%)	100	42.3	1.9	30.8	13.5	9.6	1.9	-	10.4

選任要綱第3条第2号において、設置目的、所掌事項等を勘案した上で、公募により選任する委員の比率を高めるよう努めることとしている。公募委員を選任している機関は30機関(構成比57.7%)であり、全委員に占める公募委員の割合は10.4%であった。

エ 委員構成について

(単位：人)

区 分	学 識 経 験 者	関係行政 機 関	関 係 団 体 等	市議会 議 員	市職員	その他	合 計
附 属 機 関	111	58	169	4	13	118	473
附属機関に 準じる機関	9	30	88	2	17	92	238
計	120	88	257	6	30	210	711
構成比(%)	16.9	12.4	36.2	0.8	4.2	29.5	100

選任要綱第3条第1号において、委員の選任基準は、附属機関等の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層から適切な人材を選任するよう努めることとしている。委員の構成は、関係団体等からの選任が最も多く 257 人(構成比 36.2%)であった。

オ 委員の年齢構成について

(単位：人)

区 分	30 歳 未 満	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳 以 上	合 計
附 属 機 関	0	23	60	183	150	57	473
附属機関に 準じる機関	3	9	45	95	62	24	238
計	3	32	105	278	212	81	711
構成比(%)	0.4	4.5	14.8	39.1	29.8	11.4	100

選任要綱第3条第1号において、委員の選任基準は、幅広い年齢層の中から適切な人材を選任するよう努めることとしている。また、選任通知1及び選任通知2においても若年層の積極的な登用をすることとしているが、若年層の割合は低く、50歳代が最も多く 278 人(構成比 39.1%)であった。

カ 委員の在任期間について

(単位：人)

区 分	2年未満	2～5年 未満	5～10年 未満	10～15年 未満	15～20年 未満	20年以上	合 計
附属機関	263	120	72	13	4	1	473
附属機関に 準じる機関	125	64	34	9	3	3	238
計	388	184	106	22	7	4	711
構成比(%)	54.6	25.9	14.9	3.1	1.0	0.5	100

選任要綱第3条第6号において、同一の附属機関等において同一人を再任する場合は、原則としてその在任期間が引き続き10年を超えないこととしている。在任期間が10年を超える委員の数は33人(構成比4.6%)であった。

(3) 審議会等の運営状況について

ア 平成26年度における会議の開催状況について

(単位：機関)

区 分	機関数	開催あり					開催 なし	
		1回	2回	3回	4回	5回 以上		
附属機関	34	32	12	10	4	1	5	2
附属機関に 準じる機関	18	16	3	4	3	2	4	2
計	52	48	15	14	7	3	9	4
構成比(%)	100	92.3	28.8	26.9	13.5	5.8	17.3	7.7

会議の開催がない機関は、4機関(構成比7.7%)であった。開催回数は、1回が最も多く15機関(構成比28.8%)であった。

イ 会議の公開について

(単位：機関)

区 分	機関数	公開	一部公開	非公開
附属機関	32	25	3	4
附属機関に準じる機関	16	7	3	6
計	48	32	6	10
構成比(%)	100	66.7	12.5	20.8

※アにおいて開催ありと回答した 48 機関を対象とする。

会議を非公開としている機関は、10 機関(構成比 20.8%)であった。会議の公開については、苫小牧市市民参加条例(平成 20 年条例第 30 号。以下「市民参加条例」という。)第 9 条において、特別な理由がある場合を除き公開することとしている。

ウ 会議の開催周知について

(単位：機関)

区 分	機関数	周知あり					周知なし
			ホームページ	広報誌	報道機関への情報提供(広報メモ)	その他	
附属機関	28	22	18	1	8	2	6
附属機関に準じる機関	10	7	2	0	6	0	3
計	38	29	20	1	14	2	9
構成比(%)	100	76.3	-	-	-	-	23.7

※イにおいて会議を公開又は一部公開と回答した 38 機関を対象とする。

※周知方法については、複数回答である。

会議の開催周知をしている機関は 29 機関(構成比 76.3%)であり、周知方法については市ホームページへの掲載が最も多く 20 機関であった。また、会議を開催しているが、周知をしていない機関は 9 機関(構成比 23.7%)であった。会議等の開催については、市民参加運用通知において市ホームページに必要な情報を掲載することとしている。

エ 1 会議当たりの傍聴者数について

(単位：機関)

区 分	機関数	1～5人	6人以上	傍聴者なし
附属機関	28	12	0	16
附属機関に準じる機関	10	7	0	3
計	38	19	0	19
構成比(%)	100	50.0	0	50.0

※イにおいて会議を公開又は一部公開と回答した 38 機関を対象とする。

※傍聴者数については、1 会議当たりのおおよその人数である。

傍聴者のいない機関は、19 機関(構成比 50.0%)であった。

オ 会議録の作成及び公表について

(単位：機関)

区 分	機関数	作成あり			作成なし	
		公表	求めにより 公 表	非公表		
附属機関	32	28	21	2	5	4
附属機関に準じる機関	16	12	3	4	5	4
計	48	40	24	6	10	8
構成比(%)	100	83.3	50.0	12.5	20.8	16.7

※アにおいて開催ありと回答した 48 機関を対象とする。

会議録を作成している 40 機関のうち、市ホームページ等で公表している機関は 24 機関(構成比 50.0%)であった。また、会議録を作成していない機関は、8 機関(構成比 16.7%)であった。会議録の公表については、市民参加条例第 11 条において、特別な理由がある場合を除き公表することとしている。

カ 委員への報酬等について

(単位：機関)

区 分	機関数	報酬	報償費	報酬等なし
附属機関	34	34	0	0
附属機関に 準じる機関	18	0	13	5
計	52	34	13	5
構成比(%)	100	65.4	25.0	9.6

役務の提供に対する対価を支給していない機関は、5機関(構成比9.6%)であった。

キ 審議結果等の提出物について

(単位：機関)

区 分	機関数	提出物あり					提出物 なし
			答申書	提言書	報告書	その他	
附属機関	32	13	8	1	3	2	19
附属機関に 準じる機関	16	6	1	0	2	3	10
計	48	19	9	1	5	5	29
構成比(%)	100	39.6	-	-	-	-	60.4

※アにおいて開催ありと回答した48機関を対象とする。

※提出物の内訳については、複数回答である。

答申等の審議結果の提出物がある機関は、19機関(構成比39.6%)であった。

ク 審議結果等の市政への反映状況について

(単位：機関)

区 分	機関数	事業に 反 映	予算化	改善の 参 考	その他
附属機関	32	15	2	11	5
附属機関に 準じる機関	16	8	1	3	6
計	48	23	3	14	11

※アにおいて開催ありと回答した48機関を対象とする。

※反映の内訳については、複数回答である。

事業に反映しているとする機関は、最も多く23機関であった。また、「その他」には、計画策定に寄与するものや個人に係る審査や認定など、直接行政に反映される性質のものではないとするものが含まれていた。

第3 監査意見

1 市民参加によるまちづくりの視点から

本市は、苫小牧市自治基本条例(平成18年条例第39号)において、市民の参加の下に市政運営が行われる「市民参加」を市民自治によるまちづくりの基本原則の一つに位置付けるとともに、市民参加条例の制定等を通じて市民参加を推進している。

審議会等の開催は市民参加条例において政策形成手続の一つとされ、その運営に関しては会議の公開、公募委員の選任、会議録の公表等が求められている。

(1) 委員の選任

ア 公募委員

市民参加条例第10条第1項では、審議会等の委員には、原則として公募に応じた者を選任しなければならないとされているが、第2-1-(2)-ウに記載したとおり公募委員が選任されていない審議会等の数は22機関(構成比42.3%)と、半数近くに及んでいる。

公募委員を選任しない理由としては、審議内容が専門的であるため有識者を委員とする必要がある、市民団体等からの推薦者を選任しているので市民意見は確保されているなどというものが多数を占めた。

正当な理由があるときは公募委員を選任しないことができるので、必ずし

もこのような審議会等の多寡が市民参加の浸透度を評価する指標になるとは考えないが、他の自治体では、審議内容が専門的な審議会等であっても公募委員を加えている事例、「住民代表」の区分に、住民団体等からの推薦者に加えて公募委員を選任している事例などが認められた。これらの事例からは、委員の構成に一定の制約があるとされているような審議会等であっても公募委員を選任できる場合があるのではないかと思われ、委員の選任の際には、市民参加の観点からも検討を加える必要があると考える。

イ 委員の構成

市民参加条例第 10 条第 2 項では、委員の選任に当たって、委員の男女の数、年齢、在職年数及び他の審議会等の委員との兼任状況その他の事情を勘案し、多様な市民の意見が反映されるよう努めることとされている。

審議会等の委員構成の現況は第 2 - 1 - (2) (ウを除く。)に記載したとおりであり、今後も、女性委員の割合をさらに向上させ、委員の年齢構成に関しても若年層から積極的に選任するなどの対応に努める必要がある。在任期間に関しては、10 年を超える委員の数は 33 人(構成比 4.6%)となっているが、改めて選任要綱や選任要綱運用方針に定める基準の例外に該当するかどうかの検討を行う必要があると思われる。

また、委員に選任されている市職員の数 30 人(構成比 4.2%)となっているが、市職員に関しては、選任要綱第 3 条第 4 号において、法令等に定めがある場合等特別な理由がある場合を除き選任しないこととされている。

審議会等が諮問機関である場合には、委員に選任された市職員は諮問する側と答申する側の両方の立場を有することになり、会議の議論を市側に誘導すると見られる可能性があり、答申の信頼性に影響を与えるおそれも否定できない。審議会等の性格にもよるが、事務局として会議に関与することで済む場合も考えられ、市職員を委員に選任する場合には、選任要綱の規定を踏まえ慎重に行う必要があると考える。

(2) 会議の公開及び会議録の公表

市民参加条例第 9 条では、審議会等の会議は、法令等に公開しない旨の規定があるときなど特別な理由がある場合を除き公開するものとされ、市民参加条例第 11 条では、その会議録も、当該会議等が非公開となった部分を除き公表するものとされている。

会議の公開及び開催周知の現況については第2 - 1 - (3) - イ及びウに記載したとおりであり、38 機関(構成比 79.2%)が会議を公開又は一部公開としているが、このうち会議の開催に関する市民周知を行っていないものは9 機関(構成比 23.7%)となった。これらの審議会等については、次の会議の開催から市民周知を行う必要がある。

また、会議録の公表の現況は第2 - 1 - (3) - オに記載したとおりであり、会議録を作成している審議会等のうち6 機関(構成比 12.5%)は求めがあったときに公表することとしている。市民参加条例第18 条に規定する「公表」にはこの方法も含まれると解されているが、多くの会議録は市ホームページなどで閲覧が可能であるのに対し、当該6 機関では所管課への申出が必要となる。求めがなければ公表しない特別な理由がある場合を除き、できるだけ市ホームページへの掲載などの方法で広く公表することが望ましいと考える。

(3) 市民への情報提供

市民参加条例第10 条第3 項では、審議会等の委員を選任したときは当該委員の氏名、任期及び選任の区分を公表するよう求めており、すべての審議会等が早期に公表する必要がある。

また、市民が公募委員に応募しようとするとき、会議を傍聴しようとするときなどに、委員の募集情報や会議の開催情報を市ホームページなどで一覧できる仕組みは、参加を検討する市民にとっては大変有効なものになると思われる。

市民参加運用通知、市民参加運用留意事項通知等を通じて、各部局の対応が求められているところであり、早期にその要請に応える必要があると考える。

2 審議会等の設置及び運営に関する基準

審議会等の設置目的については、第2 - 1 - (1) - イに記載したとおりであり、附属機関に準じる機関の一部に、本来の附属機関の役割である審査、諮問又は調査の機能があると回答したものがあつた。

審議会等を附属機関とするか、附属機関に準じる機関とするかの判断には困難を伴う場合が多いが、他の自治体においては、近年、新たな視点から審議会等の設置や運営に関する基準を見直す取組が見られている。

この基準では、従来の附属機関と附属機関に準じる機関という審議会等の区分のうち、附属機関に準じる機関を廃止し、新たに懇話会、懇談会等と称する区分

を設け、実質的な運営状況や役割によって、附属機関とするか、懇話会等とするかの判断を行うこととしている。

この懇話会等は、行政運営上の意見聴取、意見交換等を行う場として要綱等での設置が認められ、機関としての意思決定は行わないこととされている。そのため、所掌事務には「審議する」、「調査する」、「答申する」等の附属機関が所掌するようなものは含まれず、議決方法などの議事手続もなく、また、委員の意見も個々の委員の意見表明とされるなど、附属機関と明確に区別された運営が求められている。

本市においては審議会等の設置及び運営に関する基準は設けられていないが、当該基準によって附属機関とするかどうかの判断が容易になると考えられるので、このような事例等も参考にして、基準の策定について検討を進める必要があると考える。

3 会議の開催や答申等がない審議会等

平成26年度の会議の開催状況は第2-1-(3)-アに記載のとおりであり、同年度中に開催がなかった審議会等は4機関(構成比7.7%)であった。また、審議結果等の提出物については第2-1-(3)-キに記載のとおりであり、提出物がなかった審議会等は29機関(構成比60.4%)となっている。

これらの審議会等に関しては、社会情勢の変化により必要性が低下してきたものはないか、設置目的が類似しているものがないか等について不断の見直しが求められる。

また、執行機関からの諮問がないため、結果的に長期間会議が開催されていないような審議会等の中には、諮問に対して答申するほか、執行機関の施策等に対して意見を述べることができるとされているものがある。このような審議会等では、例えば、定期的な会議で市政の執行状況を説明し、必要に応じて提言を受けようとする運営も可能ではないかと思われる。

答申や提言につながらない場合であっても、会議録の公表に加え、審議会等の活動成果や活動状況等の情報を市民に提供するような取組が必要であると思われる。

4 報酬等の支払がない審議会等

委員に対する報酬等の支払の現況は第2 - 1 - (3) - カに記載のとおりであり、附属機関の委員に対してはすべて報酬が支払われていたが、附属機関に準じる機関の中には謝礼金が支払われていないものがあった。謝礼金要綱第2条によれば、その設置目的等から適当でないと認める場合を除き、附属機関に準じる機関の委員に対して謝礼金を支払うこととされているが、中に支払わない理由が明確ではないものがあった。改めてその理由について検討する必要があると考える。

5 まとめ

近年、少子高齢化や人口減少、高度情報化の進展等に伴い、市民の意識やライフスタイル等が変化し、市民ニーズが複雑化、多様化している中、自治体は、福祉や医療等の分野を始めとして、さまざまな分野において新たな市民ニーズへの対応が求められている。

審議会等には、市政に専門的な知識や技術を導入し、住民の意見を反映させ、市政運営の公正を確保するなど様々な機能が求められており、市民参加のまちづくりを実現する上でも、政策形成手段として、今後、さらにその重要性が増すものと思われる。

一方で、審議会等の運営に関しては、気をつけなければならない問題点もある。委員の人選が行政側に都合のよいものとなっているのではないか、審議の過程が不透明であり、公正な審議が行われていないのではないかといった疑問が示され、「行政の隠れみの」として利用していると指摘を受ける可能性がある。

しかし、このような指摘に対しては、審議会等を設けた部局が委員の公募、会議の公開、会議録の公表など市民参加条例に規定するルールを踏まえ積極的に対応することによって、応えることが可能になるものと考えられる。

また、今後本市の審議会等が市民の意見を幅広く受け入れる有効な政策形成手段として、一層機能するものとなるためには、本市の審議会等に関する事務を所掌する部局が個々の審議会等の取組状況を十分把握するとともに、しっかりとサポートするような対応が望まれるところである。

別表

監査の対象とした審議会等一覧

区分	機 関 名	設置根拠	所 管 部 局	
附 属 機 関	苫小牧市市民自治推進会議	条 例	総合政策部	市民自治推進課
	苫小牧市都市計画審議会	法令任意		まちづくり推進課
	苫小牧市スポーツ推進審議会	法令任意		スポーツ推進室
	苫小牧市行政改革推進審議会	条 例	総務部	行政監理室
	苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会	条 例		法務文書課
	苫小牧市特別職議員報酬等審議会	条 例		給与厚生課
	苫小牧市防災会議	法令必置	市民生活部	危機管理室
	苫小牧市国民保護協議会	法令必置		
	苫小牧市消費生活審議会	条 例		安全安心生活課
	苫小牧市男女平等参画審議会	条 例		男女平等参画課
	苫小牧市女性センター運営委員会	条 例		
	苫小牧市国民健康保険運営協議会	法令必置		国保課
	苫小牧市廃棄物減量等推進審議会	法令任意	環境衛生部	減量対策課
	苫小牧市自然環境保全審議会	条 例		環境生活課
	苫小牧市環境審議会	法令任意		環境保全課
	苫小牧市民生委員推薦会	法令必置	福祉部	総合福祉課
	苫小牧市障害支援区分認定等審査会	法令必置		障がい福祉課
	苫小牧市福祉のまちづくり推進会議	条 例		
	苫小牧市介護認定審査会	法令必置		介護福祉課
	苫小牧市子ども・子育て審議会	法令任意	健康こども部	こども育成課
	苫小牧市青少年問題協議会	法令任意		こども支援課
	苫小牧市中小企業振興審議会	条 例	産業経済部	商業観光課
	苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会	条 例		公設地方卸売市場
	苫小牧市建築審査会	法令必置	都市建設部	建築指導課
	苫小牧市市営住宅入居者選考基準審議会	条 例		住宅課
	苫小牧市公営企業調査審議会	条 例	上下水道部	総務課

	苫小牧市文化財保護審議会	法令任意	教育部	生涯学習課
	苫小牧市市民文化芸術審議会	条 例		
	苫小牧市社会教育委員	法令任意		
	苫小牧市文化交流センター運営協議会	法令任意		
	苫小牧市図書館協議会	法令任意		
	苫小牧市学校給食共同調理場運営審議会	条 例		第2 学校給食共同調理場
	苫小牧市公民館運営審議会	法令任意		勇払公民館
	苫小牧市美術博物館協議会	法令任意		美術博物館
附属 機 関 に 準 じ る 機 関	苫小牧市駅前広場再整備計画等策定協議会	法令任意	総合政策部	まちづくり推進課
	苫小牧市公共交通協議会	法令任意		
	苫小牧市航空機騒音対策協議会	そ の 他		空港政策課
	苫小牧市指定管理者選定等委員会	要 綱	総務部	行政監理室
	苫小牧市廃棄物埋立処分場運営委員会	要 綱	環境衛生部	清掃事業課
	苫小牧市環境基本計画推進会議	要 綱		環境保全課
	苫小牧市地域福祉計画推進委員会	要 綱	福祉部	総合福祉課
	苫小牧市老人ホーム入所判定委員会	要 綱		
	苫小牧市地域自立支援協議会	法令任意		障がい福祉課
	苫小牧市介護保険事業等運営委員会	要 綱		介護福祉課
	苫小牧市地域包括支援センター運営協議会	要 綱		
	苫小牧市福祉有償運送運営協議会	要 綱		
	苫小牧市青少年表彰選考委員会	要 綱	健康こども部	青少年課
	苫小牧市予防接種健康被害調査委員会	要 綱		健康支援課
	苫小牧市技能功労者表彰選考委員会	要 綱	産業経済部	工業労政課
	苫小牧市テクノセンター運営委員会	要 綱		テクノセンター
	苫小牧市立病院治験審査委員会	そ の 他	市立病院事務部	経営管理課
	苫小牧市教育支援委員会	規 則	教育部	学校教育課

※所管部局の名称は、平成 27 年 10 月 1 日現在のものである。